

○富山市久婦須川ダム周辺広場条例

平成17年4月1日

富山市条例第239号

改正 平成17年9月30日富山市条例第359号

(趣旨)

第1条 この条例は、訪れる人々が森や水辺に親しみ、心安らぐ憩いとレクリエーションの場として、久婦須川ダム周辺に設置された自然を体感する広場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 久婦須川ダム周辺広場（以下「周辺広場」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地
里山広場	富山市八尾町桐谷16番地2
親水広場	富山市八尾町桐谷5154番地
木の広場	富山市八尾町桐谷16番地35
出会いの広場	富山市八尾町桐谷19番地2
風の広場	富山市八尾町桐谷28番地11
大地の広場	富山市八尾町桐谷12番地6

(指定管理者による管理)

第2条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に周辺広場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 周辺広場の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条の規定による許可に関する業務

- (3) 第9条の規定による使用の承認に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、周辺広場の管理に関し市長が必要と認める業務
- (行為の制限)

第3条 周辺広場において次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために周辺広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 周辺広場をその用途以外に使用することを目的とする集会等を行うこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆の周辺広場の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。

4 第1項の許可には、周辺広場の管理上必要な条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 周辺広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 周辺広場内の施設及び附属物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取し、損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) ごみその他の汚物を捨てること。
- (9) 危険のおそれのある行為をすること。
- (10) 周辺広場をその用途以外に使用すること。

(使用の禁止又は制限)

第5条 指定管理者は、周辺広場の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は周辺広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、区域を定めて、周辺広場の使用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反している者
- (2) 第3条第4項の規定による許可の条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の規定による許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 周辺広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 周辺広場の保全又は公衆の周辺広場の使用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ないと市長が認めたとき。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する者に対して、行為の中止、

原状の回復又は周辺広場からの退去を命ずることができる。前項各号のいずれかに該当する場合においても、同様とする。

(休憩棟)

第7条 周辺広場の利用者の休憩、地元特産品を生かした都市住民との交流事業その他の事業の用に供するため、周辺広場に久婦須川ダム周辺広場休憩棟（以下「休憩棟」という。）を置く。

(位置)

第8条 休憩棟の位置は、富山市八尾町桐谷16番地2とする。

(供用時間)

第8条の2 休憩棟の供用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第8条の3 休憩棟の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）

(2) 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）

(3) 12月1日から翌年の3月31日までの日

(使用の承認)

第9条 休憩棟を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用日、使用時間、使用内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の承認に、休憩棟の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、休憩棟の使用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、休憩棟の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 第9条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八尾町久婦須川ダム周辺広場設置及び管理に関する条例(平成15年八尾町条例第5号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規

定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日 富山市条例第 359 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市久婦須川ダム周辺広場条例第 3 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 9 条第 1 項の規定によりした許可若しくは承認又は第 3 条第 2 項若しくは第 9 条第 2 項の規定によりされた許可若しくは承認の申請は、この条例による改正後の富山市久婦須川ダム周辺広場条例第 3 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 9 条第 1 項の規定によりした許可若しくは承認又は第 3 条第 2 項若しくは第 9 条第 2 項の規定によりされた許可若しくは承認の申請とみなす。